

# あんしん福祉ビジョン

(五條市地域福祉計画・五條市地域福祉活動計画)

令和2年度～令和6年度

住民の皆様が 住み慣れた地域で  
いつまでも暮らせるように  
これから必要な取組を考えました



令和2年3月  
五條市  
五條市社会福祉協議会

# ～計画の策定にあたって～

## 1 策定の趣旨

○国において、2017年（平成29年）に社会福祉法が改正され、地域福祉※1の課題解決や様々な支援のため、制度・分野ごとの「縦割り」にとらわれず、住民や地域の多様な主体がつながる「地域共生社会※2」の実現をめざす方向性が示されました。

○少子高齢化、核家族やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様性にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっています。

○個人の努力や行政による福祉サービスだけではなく、地域とともに暮らす住民が身近にある様々な福祉ニーズに目をむけ、地域全体で課題の解決に取り組むことが求められています。

○「地域共生社会」の実現のためには、行政から住民への従来のサービスだけではなく、地域住民同士の支えあい・助けあいの視点からの協働が必要不可欠です。

○五條市では、五條市社会福祉協議会と共に、みんなで地域社会を支えあいながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちの実現をめざして、地域福祉計画※3と地域福祉活動計画※4を一体とする「あんしん福祉ビジョン」を策定しました。

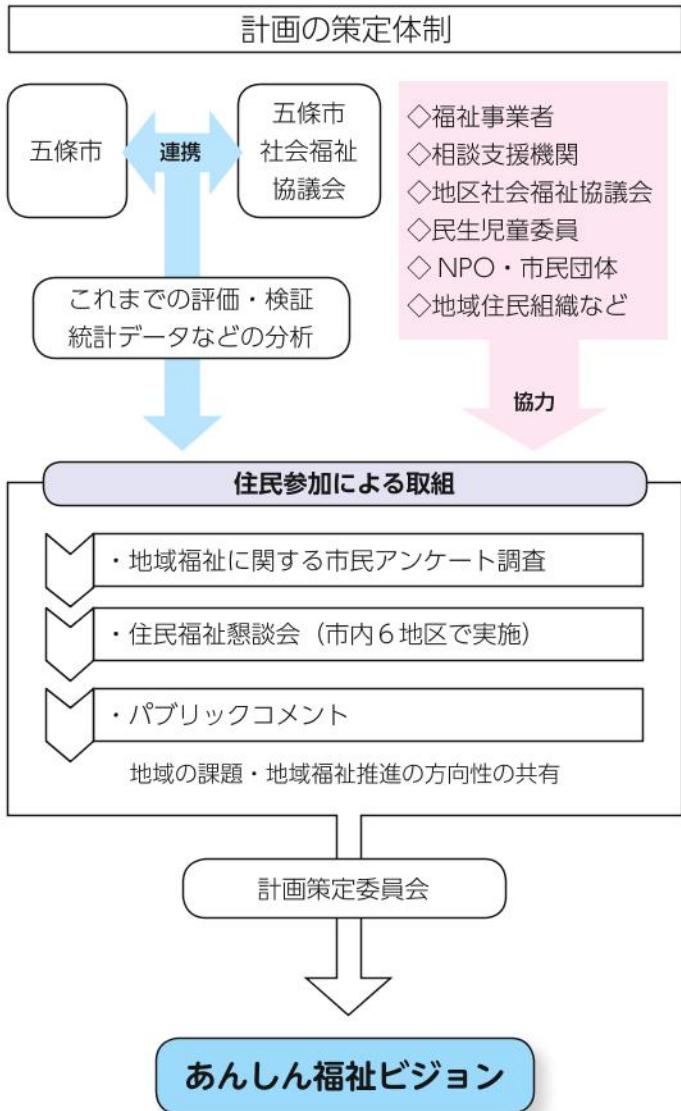
## 2 現状と課題

○少子高齢化と人口減少により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する一方で、地域の担い手となる世代が減少しています。

○住民一人ひとりが抱える福祉・医療・健康へのニーズは複合化・多様化しており、公的な福祉サービスや個別分野ごとの福祉サービスでは対応できない問題が現れてきています。

○高齢化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などにより、社会的に孤立する人や世帯が増える傾向にあり、地域における見守りや助けあい・支えあいをはじめ、日常における地域での親睦・交流の場づくりや取組をすすめる必要があります。

○今後は、様々な悩みや困り事に対応できる相談体制の充実や成年後見制度の利用促進、福祉に関する情報の発信・共有や地域組織の活性化など、地域の福祉課題に総合的に取り組むことにより、助けあい・支えあいの心を醸成し、誰もがいつまでも住み続けられる地域づくりをめざす必要があります。



# ～計画の理念と目標～

地域での助けあい・支えあいが当たり前のようにできる近所付き合いや人間関係により、住民の方すべてが笑顔で過ごせる五條市となることをめざして、次の基本理念のもとに様々な福祉施策に取り組んでいきます。また、基本理念を実現するため、3つの基本目標を設定し、具体的な施策を展開していきます。

## 基本理念

**助けあい・支えあい 笑顔がつながるまち 五條  
～いつまでも住み続けられる地域をめざして～**

↑  
施策を展開し、  
基本目標を達成することで、  
基本理念の実現をめざします。

### 基本目標1：地域での助けあい・支えあいの推進

- (1) 見守り活動の充実
- (2) 地域での移動支援活動
- (3) 地域防災力の強化
- (4) 日常の助けあい・支えあいの心の醸成



### 基本目標2：みんなでつながる安心・安全の地域づくり

- (1) 相談体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 居場所と協働の拠点づくり
- (4) 地域組織の活性化とネットワークづくり
- (5) 福祉に関する情報の発信・共有
- (6) 地域での情報共有・意見交換の場づくり
- (7) 権利擁護の推進



### 基本目標3：担い手の育成と住民参加の促進

- (1) 担い手の育成とボランティア活動への参加の促進
- (2) 生涯を通じた福祉の学び
- (3) 人権意識の啓発と醸成



# ～具体的な取組～

「住民・地域組織」、「事業所など」、「市社協」、「五條市」のそれぞれが役割を持ち、具体的な取組を推進します。

## 基本目標1

### (1) 見守り活動の充実

**主な取組** 高齢者や子どもへの見守り、見守りの担い手の養成、あいさつ・声かけ活動などの取組

**主な役割** 【住民・地域組織】日常のあいさつ・声かけ、地域組織による見守りなど

【事業所など】職員への研修、専門性を生かした見守りなど

【市社協】ふれあい事業や福祉懇談会の実施、地区社協の活動の活性化など

【五條市】地区における見守り活動の支援、担い手の育成、民生児童委員の活動の支援など

## 基本目標2

### (1) 相談体制の充実

**主な取組** 総合相談窓口の設置、相談機能の強化、地域における相談体制の充実などの取組

**主な役割** 【住民・地域組織】家族や近所、地域組織における悩みや困り事の把握、公的相談窓口の利用など

【事業所など】サービス提供時における住民の悩みや困り事への傾聴と専門機関との連携など

【市社協】相談事業の実施、サロン活動による悩みや困り事の把握、関係機関との連携など

【五條市】地域包括支援センターを核とする相談機能の強化、関係機関との連携など

### (7) 権利擁護の推進

**主な取組** 成年後見制度<sup>※5</sup>の利用促進、地域連携ネットワークの構築、権利擁護の強化などの取組

**主な役割** 【住民・地域組織】成年後見制度への理解の促進、虐待への関心と対応など

【事業所など】職員に対する成年後見制度の理解の促進、必要な方への支援など

【市社協】権利擁護を必要とする方の把握、関係機関との連携、日常生活自立支援事業の実施など

【五條市】権利擁護に関する普及・啓発、成年後見制度の利用支援や相談窓口の充実、虐待に関する関係機関との連携・対応など

## 基本目標3

### (1) 担い手の育成とボランティア活動への参加の促進

**主な取組** 地域福祉活動・ボランティア活動に対する担い手の育成や意識の醸成などの取組

**主な役割** 【住民・地域組織】住民自身が助け合い・支えあいの地域の担い手であるという意識の醸成など

【事業所など】職員のボランティア活動への参加促進など

【市社協】地域福祉活動に関する情報の発信、ボランティア団体間の交流、ボランティアの育成及びマッチング、災害ボランティアセンターとしての機能の充実など

【五條市】地域福祉活動に関する情報の発信、ボランティア活動情報の提供や体験活動の支援など

## ～計画のキーワードについて～



### ※1「地域福祉」って何ですか？

「福祉」とは、特定のだれかだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動を言います。それに対し、「地域福祉」とは、住民や福祉関係者などが協力して、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。



### ※2「地域共生社会」って何ですか？

「地域共生社会」とは、地域における課題に対して、住民や関係機関などが自分自身のこととして関心を持ち、制度や分野の縦割りを超えて、お互いに助け合い、支えあえる地域社会のことを言います。



### ※3「地域福祉計画」と※4「地域福祉活動計画」って何ですか？

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画で、五條市が策定します。「地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進のための実践的な活動・行動と関係機関の役割分担が示されたもので、五條市社会福祉協議会（市社協）が策定します。



### ※5「成年後見制度」って何ですか？

認知症、知的障害、精神障害などの方は、財産を管理したり契約を結んだりする必要があっても自らの判断で行うのが難しい場合や、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような方々を保護し、支援する制度のことです。市や市社協では、今後、成年後見制度の利用促進に積極的に取り組んでいきます。



本計画を通して、地域の福祉課題の解決のため、住民の皆様とともに、自助・互助・共助・公助が  
一体的に発揮される地域づくりを推進します。

### 「自助」とは

日常生活において、自分でできる範囲のことは  
自分で行い、住民一人ひとりが豊かな生活を送  
るために努力すること。

### 「互助」とは

近隣の人との日頃の声かけや見守りをはじめ、  
ボランティアや住民組織での活動など、住民同  
士の助けあい・支えあい。

### 「共助」とは

介護保険、医療保険などの相互負担による社会  
保険制度を活用し、必要に応じて様々なサービ  
スを受けること。

### 「公助」とは

税の負担による公的サービスのことで、高齢者・  
障害者・生活困窮者などの生活保障や権利擁護  
などのこと。

## ～困ったときの相談先～

| 相談内容          | 受付先・場所               |                      | 電話番号              |
|---------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 高齢者に関する相談     | 五條市地域包括支援センター        | 五條市保健福祉センター(カルム五條) 内 | 0747-25-2640      |
|               | あんしん福祉部<br>介護福祉課     | 五條市役所本庁舎内            | 0747-22-4001 (代表) |
|               | 西吉野・大塔在宅介護<br>支援センター | 五條市役所西吉野支所内          | 0747-33-9222      |
| 障害者・障害児に関する相談 | あんしん福祉部<br>社会福祉課     | 五條市役所本庁舎内            | 0747-22-4001 (代表) |
| 子ども・子育てに関する相談 | あんしん福祉部<br>児童福祉課     | 五條市役所本庁舎内            | 0747-22-4001 (代表) |
| 成年後見制度に関する相談  | 五條市地域包括支援センター        | 五條市保健福祉センター(カルム五條) 内 | 0747-25-2640      |

計画及び概要版に関する問い合わせ先

〈五條市役所〉

〒 637-8501 奈良県五條市本町 1 丁目 1 番 1 号

(担当課) あんしん福祉部 社会福祉課

電話 : 0747-22-4001(代表) FAX : 0747-24-2381

〈五條市社会福祉協議会〉

〒 637-0043 奈良県五條市新町 3 丁目 3-2

市立福祉センター内

電話 : 0747-24-4152 FAX : 0747-24-4153

◆ 「あんしん福祉ビジョン」掲載 URL:

<https://www.city.gojo.lg.jp/soshiki/shakai/chiikifukushikeikaku/8791.html>

